

北海道大学大学院工学研究院工学系技術センター内規に関する申合せ

(平成22年4月9日工学系技術センター長裁定)

北海道大学大学院工学研究院工学系技術センター内規の実施にあたり、次の事項を申合せとして運用する。

第3条関係

- 1 技術部に第一技術室及び第二技術室を置く。
- 2 第一技術室に機器支援班及び教育支援班を置く。
- 3 第二技術室に研究支援班及び管理支援班を置く。
- 4 各技術班の所管業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 機器支援班 機器分析分野における技術業務、技術開発、学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (2) 教育支援班 教育分野及び安全衛生分野における技術業務、技術開発、学生の実験実習等の指導・サポートに関連する支援業務
 - (3) 研究支援班 実験装置、試験片等の加工、製作等の技術業務、技術開発、学生の実験実習等の指導・サポート及びこれらに関連する支援業務
 - (4) 管理支援班 情報技術分野における広報・情報管理業務、学生の実験実習等の指導・サポート及び情報技術開発等に関連する支援業務
- 5 技術部の室及び班の構成・名称を変更する場合は、管理運営委員会に諮ることとする。

附 記

この申合せは、平成22年4月9日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 記

この申合せは、平成23年10月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成28年5月17日から実施し、平成28年4月1日から適用する。